九世紀末葉敦煌諸郷「納草暦」の復原

学郎課本三巻(P.4019・P.3349・P.3368)の 体的架蔵の証跡たるpièce(付属細片)をめぐって-

野 洋

海

は

じ

め

13

平

七窟 諸機関の枠を超えて相互に接合し、往古の相貌が現今の世に甦る写巻も少なくはない。いずれも敦煌千仏洞の第十 奪が齎した近代史の不幸な一幕には違いないが、一面では、後世の偶発的な離散に過ぎないとも言い得る。 (所謂「蔵経洞」)を同一の来源とする以上、至極当然の道理ではある。この分断は、 確かに列強諸国の文物争 収蔵

他方、写本の中には、十一世紀初頭の蔵経洞封閉より以前、夙に古人自身の手で切り裂かれ、断簡零墨と化した

文献も散見する。払い下げの官文書や書き損じの写経など反故紙は往々にして適宜裁断され、損傷した経巻や典籍

東

第九十八卷

の修繕に再利用されたのである。それ故に残片同士を綴合し原状を回復できる事例も幾許かは存在する。尤も、その修繕に再利用されたのである。それ故に残片同士を綴合し原状を回復できる事例も幾許かは存在する。尤も、そ 専ら或る一点の書巻内に限って見られるケースが大半を占めるであろう。

献P.4019・P.3349・P.3368)の紙背へと離隔するに至った珍しい一例である。それらpièce(付属細片) のは「納草暦」(擬題)、即ち慈恵郷など敦煌県所轄の郷ごとに税草の納入者名を納付数量とともに列記した帳簿で 本稿で取り上げるのは、 用済みの公文書一通が寸断され、 都合三件の写巻(仏国立図書館所蔵ペリオ将来敦煌漢文文 から復原される

ある。

史料にも恵まれた、社会経済史研究の稀有な一次文献である。 種の中にも存在していることも注目される。本件は、このように張氏帰義軍期の敦煌基層社会の考究に資する相関 きたが、 税草は土地税の一種であり、関連史料は敦煌・吐魯番文書にも若干は遺存するものの、決して多くはない。本 数少ない中の貴重な史料の一点であり、記載された人物のうち数名が同時期 極度の砕片性と複数の編号に跨がる散在性ゆえに、 従来、税草に関する専論に於いても看過されて (九世紀末葉。後述)の文書二

いても検討を加える必要性が副次的に生じてきた。社会経済史の専家による向後の幅広い活用・討究に供すべく、 「額書論」 もとより筆者の本来の問題関心は、P.4019・P.3349・P.3368に貼り付けられていた、もう一組の修補紙 (「尚想黄綺」帖) の習字 ―の方にこそあるのだが、書写年代考究の一環として、 本 「納草暦」につ 王羲

門外漢たる浅学のほどをも顧みず、敢えて煩瑣な復原過程の始終を公表することとした次第である。

「納草暦」 断片の基礎的考察

「納草暦」復原の作業に先立ち、対象の紙片十八件を瞥見しておこう。後掲の復原図1・釈文1(①②③⑦⑪⑫: 「韓國服」

第二節(二))、復原図2・釈文2(④⑤⑭:第三節(二))、写真図版3・釈文3(⑯:同(三))、写真図版4・釈文4(常喜図版2) (⑥⑧⑨⑩⑬⑮⑰⑱:文末) をご覧いただきたい。なお、○囲みの数字は本稿での整理番号であり、①~⑫P.4019pièce

2a~l、⑬同pièce3、⑭・⑮P.3349pièce3(二断片)、⑯P.3368pièce2・pièce3(原所蔵機関にて綴合)、⑰同pièce4、⑱同

pièce5、の対応となる。釈文の図は残画のみの漢字、②は判読不能の文字、ゴシックは強調を表す。

写真を一瞥すれば明らかなように、総数十八点の零砕なる断編残簡は、記載形式が全て斉一である。具体的に内

容に即してみると、「平康〔鄕〕」(⑭P.4019pièce3)・「洪池鄕」(⑰P.3368pièce4)など、郷名が紙面上部に掲げられ、そ

の下に人名と物資の数量とが、

安通達廿束(①P.4019pièce2a)

陳小骨六束

((国)P.3349pièce3)

令狐清奴草壹車(③P.4019pièce2c)

安進達一車廂 (⑤P.3349pièce3

張文君八束(⑥P.3368pièce2·pièce3) 氾友信一車廂(⑥P.3368pièce2·pièce3)

の如くに羅列されて行く書式である。しかも、「朿」ないしは「車」「車廂」なる計量の単位も一貫している。所々の如くに羅列されて行く書式である。しかも、「朿」ないしは「車」「車廂」なる計量の単位も一貫している。所々

「草」と散見するので、徴収物資は草(まぐさ)、つまり土地税の一項たる税草に相違ない。このようにして見れ

九世紀末葉敦煌諸郷「納草暦」の復原

海野

93

二七

第九十八卷

ば、敦煌県所轄の十一の郷 |各郷名は第三節(一)にて関説――ごとに、税草の納入者を納付額とともに列記し

ある。但し、「束」「車」二種の量詞の併用を踏まえて、擬題は「納草暦」と微修正する方が適切ではなかろうか。(印) た帳簿、と推断して大過あるまい。土肥義和氏が①~⑤⑦⑩~⑫の資料名を「納草束暦」と道破されたのは卓見で

らず、写本の同一性を完全に証明したことにはなるまい。次節以下では、個々の人名を手掛かりとしつつ、帰一化 性や記載形式の一致を単に指摘するのみでは、各人物の同時代性、或いは残片相互の共時性は未だに検証されてお 体的に或る一つの文書を構成していた、という推理に疑いを差し挟む余地は皆無かと思われる。尤も、 今日でこそ編号の相違する三件の書巻に跨がって断簡・細片は無秩序に散在しているものの、元来は紛れもなく一 外観の類似

二、「納草暦」の復原 I――慈惠郷の場合――

に努めてみることとしよう。

して来るであろう。 るので、「納草暦」砕片の概略年代は、ごく大雑把に見れば、八九○年を中心とする大略二、三十年ほどの幅に収斂 「劉加興」は、「唐天復二年(፵)十一月九日慈惠郷百姓劉加興租与地契(習書)」(S.5927v) にも、それぞれ検出され「⁽²⁾ ⑭P.3349pièce3の「陳興晟」は、「唐光啓二年丙午歳(※)十日社司転帖(写録)」(S.1453v)に、①P.4019pièce2aの(印)

その上で、本「納草暦」との比較考量に資する、 「唐年次未詳〔九世紀後期?〕沙州諸郷欠枝夫人戸名目」(P.3418v) ほぼ同時期の有力な史料を探索すると、

「唐大順二年(ឱ)正月沙州翟明 > 等戸口受田簿」(P.3384および羅振玉旧蔵本)(ロラ)

敦煌文書の考察、就中、写本の年代比定を行なう際に、またとない恰好の座標軸を提供してくれるのである。 の時期推定は穏当であった。「人戸名目」は、五百四十余名もの長大な人名リストでもあるだけに、(エワ) の人物が複数確認され、しかも、前者の下限年次は乾寧元年 の二件が得られる(以下、各々「人戸名目」「受田簿」と略記)。P.3418vに関する雷紹鋒氏の専論によれば、双方併載 (84) と見積もられる。「九世紀後期」との池田(16) 九世紀末葉の

関連の慈惠郷史料二点

|慈惠鄕||の箇所に限って掲出する(以下、「史料i」と略称)。 「人戸名目」は、「柴の納入を欠いた戸主の名簿」であり、(18) 人名は郷ごとに纏めて列挙されている。 いま試みに

慈惠鄉全不納枝夫戸

石安君欠枝十四束半 康文達欠枝廿二東半 高得元欠三束

柴夭児欠十束半 田曹九欠三束 唐再子欠六束 唐威建欠七束

(一行、

中略

羅什得欠十四束

曹王仵欠十三束

馬章六欠枝八束

行

中略

畫安多欠九束 張文奴欠十四束 劉加興欠九束 石文信欠十三束 劉力に欠九東半 石祿山欠十東半 樊小子欠十一束 傅山こ欠四束

王安君欠十二束 羅和君欠五束 白國子欠五束 陰ШШ欠六束 (一行、

九世紀末葉敦煌諸郷「納草暦」の復原

海野

二九

中略

史三娘欠三東 索通信欠五束 宋骨∠欠八束 王教定欠六束

董胡子欠七束 何再盈欠九束 燒略丹三束 僧石奴子廿一束 (四行、中略

趙通達欠枝六束 張文と欠枝三束 史留住欠六束

るに土地税の一種たる税柴である。文書形式は、冒頭に「慈惠郷全不納枝夫戸」という見出しを掲げた後、「欠枝」 「枝」とは、他の史料では「柴」と記される方がより一般的であろうが、「燃料や工事用の薪や枝類」のこと、要す(図)

の数量とともに人名を延々と列記して行く体裁である。総数五十六名に上る、税柴未納者のリストに他ならない。 他方、「受田簿」(P.3384および羅振玉旧蔵本)は、佐竹靖彦氏の研究によれば、「手実の内容をそのまま戸籍として

を標記して、以下にその内訳たる耕地一段ごとの面積を四至とともに逐一列記、末尾は「大順二年辛亥正月一日 ないが(以下、「史料·ii」と略称)、戸主の姓名・年齢に続けて、家族の名前・年歯を列挙、一旦改行ののち受田総額 使用した」官文書である。羅振玉・貞松堂本の後半は、僅かに「□進通」「杜常住」「趙曹九」三戸分の残存に過ぎ

百姓〇〇〇戸」との結罪保明の文言で結ばれる、手実様の文書である。田土の記述は、

都て受田參拾捌畝。 城東の第一渠の地壹段貳畝を請ふ、東は子渠に至り、西は趙約子に至り、 南は張文とに

ある。従って、そこに記載された耕地の所在地は、慈惠郷に他ならない。かくて史料並は、「受田簿」の「慈惠郷」(窓) の如くに書き出される。「□進通」「杜常住」各条に見られる「城東」(沙州城東方)の「第一渠」とは、敦煌オアシ スの大本・甘泉水(党河)から分流する「東河」より用水を北東に導いて、慈惠郷の農地を潤す一条のクリークで 北は河に至る。

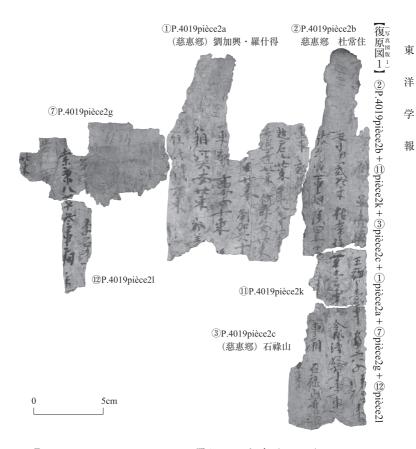
部分と特定できるのである。四至の中に散見する「張文∊」「石安君」「石奴子」(「□進通」条)・「宋骨∊」「田曹九」 の人名の合致は、 (「杜常住」条) が前掲の史料:にも併出する共通性からも、その論定は十二分に補強され得よう。かくまでも多数 両史料の年代の著しい近接性をも如実に物語っている。

(二) 「納草暦」の「慈惠郷」条

付く。BnFの画像公開頁Gallicaの高精細カラー写真の拡大版では一層鮮明で、これこそ決定的な徴証となる。 想起すべきであろう。これらを踏まえた上で、改めて②P.4019pièce2bの写真を熟視してみると、上方の凸部、 住」(②P.4019pièce2b) は史料:11に、各々見出される。とすれば、①②③の三片はみな「慈惠郷」条の一部であると く釈読推定できる ①P.4019pièce2a末行 かと思われた部位の右端に、極々淡い筆跡ながらも「慈惠鄕」三文字の左側の残画が確と残存している事実に気が 断定して問題ない。 「納草曆」中の「劉加興」(①P.4019pièce2a) と「石祿山」(③P.4019pièce2c) の二名は史料iに、他方、「杜常(ヒキン) 併せて、 「羅什得」の姓氏については、字冠部の「罒」が判然とせぬものの、史料iと対校すれば正し 本節冒頭の「唐天復二年(፵)十一月九日慈惠郷百姓劉加興租与地契」(S.5927v)

淡 片が新たに浮かび上がってくる。 かくて凝聚せる①②③の中核的な三点を主軸として、紙片輪郭の形状、 筆線の粗細、 行間の広狭、等々を総合的に勘案しながら、連接し得る紙片を他にも索めてみると、⑪⑦⑫の小 私案の復原図とその釈文を次に掲げよう(復原図1・釈文1)。 残画同士の接合、文字の大小、 墨色 この濃

九世紀末葉敦煌諸郷「納草暦」の復原 海野



①P.4019pièce2a BnF 14.8×10.1cm 明るいベージュ色 (10YR6/4) ②P.4019pièce2b BnF 14.9×4.9 cm 10YR6/4 ③P.4019pièce2c BnF 9.0×5.6 cm 10YR6/4 7P.4019pièce2g BnF 6.1×10.8 cm 10YR6/4 ①P.4019pièce2k 4.2×4.1 cm 10YR6/4 BnF 12P.4019pièce21 6.6×2.2 cm 10YR6/4 BnF

3

2

張②児一車廂 安②君貳拾束 杜常住草 賀 雁? 子 草 侯田三十区 壹 車 王神ゝ壹車

壹

車

令狐清奴草壹車 李六子肆拾束

区区区一車廂

石祿山磨草

区東

壹車 郭歲達一車廂

趙君こ廿束 李八子廿束

安通達廿束 何再安廿束 ②甘東 劉加興十

車廂 高小子十束 張太安廿束 \times

羅什得六束

(空白)

児兒

草壹区 李石光区

索康八草叁車廂 宋区

廿東

興②一車

海野

九世紀末葉敦煌諸郷「納草暦」の復原

東

第九十八卷

三四

ちょうど②と①との断裂部にかかる「郭嵗⊠」は、或いは「郭嵗達」であろうか。P.2766『論語集解』 巻第一の

紙背には、十二行に及ぶ人名リストが手筋よく記され、その末尾の

咸通十二年四月五日、窙生大歌高加盈・康②達・李栢盈・王骨と

白部には確かに「一車廂」三文字の字形を見て取れるであろう。 ないものの、 いても一向に不思議はない。「郭歳達」その人の納草額については、 るまい。 らくは、「斈生大歌」の諸兄と机を並べていた学童の一人、そして筆致から推測するに、 なる識語一行の左側余白には、 咸通十二年(ឱ)から十年の後、八八○年代にもなれば既に成年に達しており、「納草暦」に登載されて ③P.4019pièce2cの「一車廂」の運筆を念頭に置きつつ、②①の極々僅かな残画を点綴してみれば、 稚拙な筆運びで「郭嵗達」と遊び書きされている。この「郭嵗達」なる人物は、恐(36) 料紙の欠損が甚だしく、殆ど字形を留めてい 十歳前後の幼童に相違あ 空

② と ① ⑪と③、①と⑦、⑦と⑫、各々の綴合に関しては、一目瞭然、 贅言を要しまい。

料紙が紙高一尺に満たない一回り小ぶりのサイズであった規格差に、(※) の裏打ちに二次利用されるに際して、下辺が3㎝ほど裁断された加工後の姿と思われる。恐らくは、P.4019本体の に官文書の用紙の寸法は、 ところで、②の上端から③の下端まで、料紙の天地を復原図1の上で計測してみると、2つ内外となる。一般的 縦一尺 (約30m)・横一尺半であったから、本「慈惠郷」条の現状は、 その原因は求め得るであろう。 襯紙としてP.4019 但、

第二行の全き記載内容から推考する限り、行末に文字の欠損は想定し難いので、欠失した下部3㎝は余白であった

と推断して支障ない。

畢竟、文書原状の全容は、五紙内外を張り継いだ総長七尺半ほどの案巻であったと推定されることになる。 記入割合ゆえ、 「慈惠郷」の部は十行にて完結し、それ以降はまた別個の某郷の一段であったと推想される。毎行ほぼ三~四名の 第十・十一行の間には若干の空白が認められる。⑰P.3368pièce4「洪池鄕」条が十行弱に止まる類例に鑑みて、 一郷あたりの収載総数は概ね三、四十名に上るであろう。料紙一枚に約二郷半は収まる勘定なので、

「納草暦」の復原 Ⅱ-莫高郷と赤心郷の場合

関しては、 慈惠郷のケースでは、幾つもの好条件が重なり、復原は比較的容易であった。だが、次に見る莫高郷と赤心郷に 断定しきるに足るだけの史料が十二分には得られぬ憾みが残る。その点を予めご了承願い、作業を続行

関連の莫高郷史料二点

することとしたい。

「人戸名目」の「莫高郷」条は総計五十七名からなる(以下、「史料※」と略称)。「□□□□全欠枝夫人戸名目」との 先の手法に倣って、まず連関性の深い「人戸名目」と「受田簿」を紹介しておこう。

出している。冒頭部は料紙が欠損し肝心の郷名が亡佚しているが、そこには必ずや「莫高郷」という三文字が存在 見出しの下に、十五行に亙って「枝夫」の「全欠」者を四十四人、「納半欠半人名目」項下に半納者を十三人、掲

した筈である。

九世紀末葉敦煌諸郷「納草暦」の復原

海野

報

東

くであり、全十一郷の内、郷名の見当たらぬのは莫高・洪池・玉褟の三郷に過ぎない。とすれば、「□□□」に該 そもそも、「人戸名目」における諸郷の配列は、 □□・燉煌・神沙・龍勒・赤心・洪閏・慈惠・平康・效穀の如 102

第九十八卷

欠字が巻首に位置することである。

通常、

敦煌県

当し得る候補は、 この三者を措いて他には無い。留意すべきは、

所轄の郷名を列挙する際

燉煌・莫高 ・神沙・龍勒 ・玉關 洪池・ 洪閏・效穀・ 赤心・平康 ・慈惠 (P.2738v)

燉煌・莫高 ・神沙・龍勒 ・洪池・洪閏・玉關・赤心・慈惠・〔效〕穀 (P.3145v) 平康ナシ

燉煌・莫高 ・神砂・龍勒・慈慧・赤心・拱潤・平康・拱池・效穀(S.4504v) ⑧

玉關ナシ

頭二郷が相い前後している点こそ些か変則的ではあるものの、沙州第一の霊地・莫高窟に因む莫高郷が劈頭に序列 の順で連記され、 殊に燉煌・莫高・神沙・龍勒の四郷に限っては、 常に序次は一定している。 「人戸名目」では筆

される権変は、 次に「受田簿」(P.3384および羅振玉旧蔵本)であるが、「莫高郷」箇所はP.3384の方にある(以下、「史料!v」と略称)。 決して不自然ではない。

年紀・書式ともに史料言と同一。首尾完存するのは「翟明~」戸の全十九行に止まり、その前には、族人「翟和勝」

れた一条のクリークであり、莫高郷の西北一帯を流れている。下流は「南支渠」「北支渠」に分岐しているらしい。 条の末尾一行のみが辛うじて残存する。文中に見える「陽開」渠とは、 沙州城の南西にて甘泉水から北東へ導出さ

の西側に隣接していた。史料::)に登載される「呉什得」が「莫高郷」に属する人物でもある以上、史料:)vも亦た同

「翟明と」の耕地は、それら渠水の流域に位置する「南沙」荘なる村里に所在する。

或る一段は「呉什得」の

田地

郷の「受田簿」に他なるまい。史料Ⅲの欠字を「莫高郷」と推断した先の論定は、この点からも逆に傍証 ・補強さ

れるのである。

「納草暦」の「莫高郷」条

S.782v「納贈曆」に併出する。なお、「陳興晟」は、第二節にて先述の通りに、「唐光啓二年丙午歳⁽³²⁾ ·納草暦」断片の⑤P.4019pièce2e「陳賛ミ」、そして⑭P.3349pièce3「陳興晟」と「陳小骨」は、 以下の如く、

転帖」(S.1453v)にも現れる人物であった。『TTD』が自余の史料とも考え併せてS.782vの年代を「九世紀後期」と (88) 十日社司

陳闍利栗一斗熟布一疋柴 陳小骨粟麵條

比定するのは穏当な判断であろう。

陰闍利麵粟牍一段又生布陰闍利麵粟除一段又生布 陳興晟麵粟柴生紬二丈

劉賢者麵栗生布共接 一段柴

閻賛力粟麵生布一疋 鄧恩子麵粟牒 一疋

令狐安屯麵 鄧再清粟麵

陳賛 2 麵粟

(以下十四行、

片やP.4019へ、片やP.3349へと分散していた「陳賛。」および「陳興晟」・「陳小骨」は、このように、 上では却って一所に名を連ねている。人物相互の同時代性は疑うべくもない。「納贈暦」とは香奠帳であり、本件 は或る社 九世紀末葉敦煌諸郷「納草暦」の復原 (民間の互助組織) の成員の喪葬に際して作成された書付であろう。通常、 海野 社の結成自体は必ずしも「巷社 別個の写本

103

二二七



東

洋

学

報



¹⁴P.3349pièce3 8.7×13.7 cm ベージュ色 BnF

5. 5.

11 10 9 7 6 5 4 3 2 ? 東 王屯 こ 廿東 楊②~廿東 陳小骨六束 李神王廿束 車厢 仵 陳 賛 さ 一 車廂 5. **∏**• ? 王 区 董善区区区東 氾章六二車廂 索安七廿束 呉七こ一車 東? 車廂 車廂 張屯~納草壹車廂 車廂 楊 梁苟子十 金 孔奴こ 陰清 児 児 児 児 児 見 剛 陳興晟 廿 束

第九十八巻

【釈文2】

明 行の 贈暦」にて「陳賛~」「陳興晟」「陳小骨」と一緒に連記されていた「鄧恩子」は、史料いによれば、 種々の形態をとり得る。但し、当該の三者のケースに於いては、殊に「納草暦」との不可分な連関に照らしてみる(ポシ) 惠郷の場合とは異なって、 農地を有する人物である。この事実は、⑤④⑭三片を「莫高郷」に結び付け得る一縷の媒介項とは言えまい 薄く剥がれたのであろう。その突起を⑭裏側に潜り込ませつつ位置関係を調整すると、断片間の残画、 して提示しておきたい。 的に料紙の色調が明るい。恐らくは、「納草暦」を切り裂く際に、そこだけが部分的に、 かぎり、 「村隣」など地縁的なものばかりとは限らず、身分の高下や僧尼・俗人など加入者も多様で、結社の目的に応じて ⑤P.4019pièce2eを全体図にて観察してみると、その左下の部位、 (復原図2・釈文2)。 「吴」字を構成する「口」と「天」とは寸毫違わずに符合する-あくまでも、 残念ながら、⑤④⑭の人名は、一人として史料::・史料:いの中には見出せない。だがしかし、 居住地は近隣同士である蓋然性が高い。 S.782v「納贈暦」に列記された人々が全て同一の郷に属していたことが大前提となる― 直接的な証明が叶わぬので些か説得力に欠けるのだが、現時点における一つの可能性と かかる密接な相関関係を手掛かりにして残片の接合を試みてみよ W形の突出部に文字は無く、 ――尤も、「呉七~」が前後重複する理由 ⑭P.3349pièce3の背面から その箇所の 「莫高郷」に S.782v |納 就中、

み

局

所

第四 は不

二二九

慈

報

拾東 ②留? 目君と十束 杜糞塠一車 張文君八束 ?賢達卅束

王 ?

②宋建 と十二束 ?留と廿束 王安君十一束 氾友信一車廂 李賢子一車

3 2

!!曹九一車廂 郎東廂東 ?!!#東 王文英廿区 5

郭 ?

6

5

8 7

【写真図版3】



®P.3368pièce2 · pièce3 BnF 23.1×12.1cm 淡黄褐色 薄紙

第九十八巻 第二号

「納草暦」の「赤心郷」条

の厚薄も、そして紙色も相違している。「人戸名目」では「赤心郷」の条に「王安君欠十二束、の写薄も、そして紙色も相違している。「人戸名目」では「赤心郷」の条に「王安君欠十二束、 原図1には、この紙片が整合的に連接する余地は絶無である。のみならず⑮は薄紙であり、「慈惠郷」条とは料紙 に既出である。 ⑯P.3368pièce2・pièce3の釈文は以下の通り(釈文3・写真図版3)。第四行に記載されている「王安君」は史料i ならば、本史料⑯をば「慈惠郷」条の後続部分と断定してもよいのであろうか。ところが先掲の復 渠」ともあり、 同

ならば、⑮を「赤心郷」箇所と同定する論断はなお確かなものとなろう。 いずれか一方と推定される。肝心の「②留~」の姓氏が判然としないが、もし判読不能の一字が「呂」乃至 又、第三行の「①留と」(朱筆)とは、同「赤心郷」条に「呂留と欠九束」「石留と欠九束」と記される人物の、

名異人の「王安君」が別に存在する。かくて⑮は辛うじて「納草暦」の「赤心郷」部分と特定できる。

たに違いない。往時敦煌に暮らしていた一介の庶民の生活圏域の実像一斑が彷彿とし、甚だ興味深いことである。 た様相を窺知し得る。赤心郷は西北部が慈惠郷の東南部と境を接しているので、彼はその近辺の地区に居住してい 蛇足ながら、 田夫「石留≀」は史料∷「□進通」条にも現れ、住家から少し離れた隣郷内にも農地を所有してい

むすびにかえてpièce(付属細片)の古写本学的な価値の 端

本論の考証を通じて、九世紀末葉、すなわち張氏帰義軍期の敦煌基層社会に関する諸文献群には、 [九世紀後期?] 沙州諸郷欠枝夫人戸名目」(P.3418v)と「唐大順二年(®)正月沙州翟明と等戸口受 既知の二史料

九世紀末葉敦煌諸郷「納草暦」の復原

海野

田簿」(P.3384及び羅振玉旧蔵本)とに加えて、

唐年次未詳〔九世紀末葉〕沙州敦煌県諸郷納草曆」 (擬題)

·慈惠郷」条(P.4019pièce2b+P.4019pièce2k+P.4019pièce2c+P.4019pièce2a)·某郷条(P.4019pièce2g+pièce2l)·

「莫高郷」条(P.4019pièce2e+P.4019pièce2d+P.3349pièce3)・

赤心郷」条 (P.3368pièce2·pièce3)・

|洪池郷・玉闟郷||条 (P.3368pièce4)・

なる一史料の列せられる新事実が明るみに出た。

平康郷」条(P.4019pièce3)・郷名未詳断片(P.4019pièce2f, pièce2h, pièce2j, P.3349pièce3, P.3368pièce5)

従前、残片の標記自体が明示する郷名は、僅かに「平康」(⑬)・

存が、再生した本文を伴って、新たに解明されたのである。一般的に租税の賦課・納入は郷ごとにまとめられて **「洪池」(⑰)・「玉關」(⑰) 三郷のみに止まっていた。今般さらに、「慈惠」「莫高」「赤心」各郷の諸段までもの遺**

たという旧来の税制研究の知見を、新出の税草史料からも再確認できたと言える。では抑々本史料の価値たるや如

何。

貳畝、 簡P.2222F「宋剛剛等受田暦」 軍期に関しては、史料の鮮少さに阻まれて、算定は心許ない実情にある。八六五年前後と推定される僅々八行の断 税草研究では、 納草陸拾柴東」とある「索清子」のただ一条のみ。この困難な史料状況の中にあって先学は、毎畝○・六東 畝あたり納草額の算出や収穫量に対する税率の復原も重要な検討事項であった。だが、 が唯一の史料であり、しかも、受田額・納草量ともに完存するのは、「受田壹頃壹拾 張氏帰義

少なくとも毎畝一束以上との概算値が求められる。二、三十年を隔てた倍近い増額・加重は一体なにを意味するの という得難い数値を算出された。このたび、「三十七畝」(史料:::)・「草壹車」(釈文1)の如くに両データが具備す。(33) 新素材となろう。社会経済史の専家による向後の究明に期待したい。 であろうか。今後、計量単位「車」「束」の換算比率が判明・確定すれば、本事例は諸課題の討究に資する恰好の る「杜常住」(慈惠郷)の一例が新たに得られたのは貴重な成果であろう。「廿束」の納付者が比較的多数を占める 「納草暦」の中には、稀ながら「肆拾束」(③李六子)も見出された。「車」とはそれを超える数量であろうから、

ところで、「納草暦」の切れ切れが貼付されていた写本とは、仏国立図書館所蔵ペリオ将来敦煌漢文文献中の、

編号も相違し内容も区々な書巻の数々である。

B:河西節度掌書記・儒林郎・試太常寺協律郎・張敖撰の『新集吉凶書儀』

P.4019は、A:書牘二断片、

など幾つかの雑写あり。その他、piècel〜4とfragmentl〜39(内16点欠失)の大小区々の砕片が付属している。 は若干の雑写以外に、紙表と同じ書儀の一部が再度書写されている。C紙背には「乙巳年三月十三日」の社司転帖 (首題)、C:「鷰子賦」一巻 (尾題) (題記「曹光晟書記」)、都合三種の文献が混成した、 損壊の著しい書巻。 B 背 苖

分配の書付が四行ある。pièce1~4は個々別々な内容のもの。 P.3349は、巻子の下半分を欠損した『竿経』一巻并序 (首題) 残巻。紙背には「神賛」ら数名の僧侶への織物

P.3368は、『新集文詞九経抄』(擬題)の残本。pièce1~7の断片資料四種が伴っている。 これらは、 仏典や五経の如き大部な典籍一具を構成する僚巻同士である訳でもなく、表面的には格別の接点は何

九世紀末葉敦煌諸郷「納草暦」の復原

海野

? ?

もない。

書、『千字文』『開蒙要訓』等の識字課本、『新集文詞九経抄』『太公家教』『百行章』のような訓蒙書、王梵志詩 学ないしは仏寺附設の寺学に於いて、その学生たる学郎(学士郎・学士)たちは、『論語』『孝経』 を始めとする経

右掲諸書が学郎の学習文献の範疇に属するという一般的な特性は、一先ず指摘できよう。

大唐乾符二年三月廿四日、沙州燉煌縣歸義軍學士張喜進、之を書記する也」という別筆の題記もある。学士・張喜(48) 左側に同様に拙い筆致で「張喜進、黄(夏黄公)・綺(綺里季)を尚想するも、賁ふに」と記される張喜進は、 変文・「秦婦吟」「茶酒論」「灩子賦」等々の通俗文学作品、その他に書儀の如き各種の実用書、などを学んでいた。(雲) 三年より数年は後の写本たるは疑いを容れない。しかもそれは、C紙背の社司転帖に見える「乙巳年」(※)を下 進の学友と思しき曹光晟の遊び書きも同時期のものとすれば、それよりも数段は健筆の「鷰子賦」が乾符二年 の巻末に「乾符三年、學土張喜進、念ず」とも識している。又、P.2618に綴合するP.2681の巻首余白には、 の雑写にも亦た彼の名は検出され、「三月二十六日、曹光晟、子を書す。綺」との稚拙な文字が残っている。その(雲) P.4019・C「鷰子賦」の鈔写者・曹光晟は実際に学郎であった蓋然性が高い。P.2618『論語』巻第一(尾題)紙背 875 •

尤も、P.3349はもとより、現存の『算経』諸本には学郎の題記は皆無である。しかし、該書は九九表をも含むの(47) 初等算術を学ぶための童蒙書的な機能を併せ持つと言える。一連の学習文献群の中に『算経』を類別・包摂し

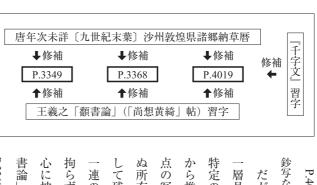
ることはなかろう。「鷰子賦」の題記では肩書こそ冠せぬものの、曹光晟が学郎であった可能性は非常に濃厚であ

る。

当時、

州県の官

海野



ぬ所有者自身なのか、

或いは単なる修繕者に止まるのか、二通りの解釈の余地は依然と

この人物は果たして他なら

――に、或る無名氏が三

点の写巻を一括して補修したという紛れもない事実である。 から推して、あまり年代の隔たらぬ、恐らくは十世紀初頭の頃 たとしても強ち失当とはなされまい。

特定の一時期 鈔写などして学習する諸文献)なる枠組の下に概括することは決して難くはなかろう。 層具体的に考察することが可能となる。 P.4019・P.3349・P.3368|二件を学郎課本(官学や寺学に於いて学郎が個々に課業の中で誦読 だが、修補紙の分析を加味すれば、 -九世紀末葉の「納草暦」や、八八○年前後に浄写された「灩子賦」等 相互連関の密接性は、 小論の考証結果の意味するところは、

実際情況の中に位置付けて

即ち、

心に披見・学習されていたことは間違いあるまい。 拘らず、この三巻は一学舎内にて一類の蔵書として扱われ、擦り切れんばかりに日々熱 して残されるものの、よしんば後者であるとしても共用する同学ではあったであろう。 連の図書系列の緊密・不可分な一体性に鑑みる限り、 三点一纏めの修繕には、 個人専有か同門共有かの相違に 王羲之

P.3368pièce7) も亦た活用された (上掲の模式図、参照)。 「納草暦」を用いたのと同じ修理(型) 環とみて大過ない。 因みに、 時期未詳ながら、P.4019の補修には『千字文』習字

の題字(P.4019pièce4・fragment16a~f・fragment22・27・35, P.3349pièce4,

(「尚想黄綺」帖)

報

東

反故紙も使われている。同類の素材が手近に沢山ある学塾ならではの光景が眼前に彷彿としてこよう。 付属細片pièceを媒介にして写巻同士の相互関係を見極めんとする、このような分析手法は、「修補紙系聯法」と

本それ自体に刻印された沈黙の物証に書巻の来歴を自ら物語らせる、古写本学的な研究の一つの試みである。 でも命名できるであろうか。典籍の末尾に自署された明示的な題記に依拠する伝統的な方法によってではなく、

P.4019・P.3349・P.3368に貼付されていたもう一組の補修紙、すなわち、王羲之「靍書論」(「尚想黄綺」帖)の習字 については、機会を改めて別途詳論することとしたい。

参考文献・略号一覧 (【 】内の如くに略記

・中国社会科学院歴史研究所・中国敦煌吐魯番学会敦煌古文

版社、一九九〇~一九九五)。 献編輯委員会・英国国家図書館・倫敦大学亜非学院合編 『英蔵敦煌文献(漢文仏経以外部份)』 1~14 【『英蔵敦煌』 (四川人民出

九二~二〇〇一)。 聖彼得堡分所蔵敦煌文献』1~17(上海古籍出版社、一九 東方文学部・上海古籍出版社編『俄羅斯科学院東方研究所 ▼俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所・俄羅斯科学出版社

法国国家図書館・上海古籍出版社編『法国国家図書館蔵敦 煌西域文献』 』1~34(上海古籍出版社、一九九四~二○○

<u>Fi.</u>

▼任継愈主編・中国国家図書館編『国家図書館蔵敦煌遺書

【『法蔵敦煌』】

► Tun-huang and Turfan Documents Concerning Social and 1~14(北京図書館出版社、二〇〇五~二〇一二)。

Economic History, Tokyo, Toyo Bunko

II Census Registers (A) (B), co-ed. by Tatsuro YAMAMOTO & Yoshikazu DOHI, 1985, 1984

III Contracts (A) (B), co-ed. by Tatsuro YAMAMOTO & On IKEDA, 1987, 1986

IV She Associations and Related Documents (A) (B), co-ed

by Tatsuro YAMAMOTO, Yoshikazu DOHI et al., 1989

1988. (実際の頒布は2000)

Supplement (A) (B), co-ed. by YAMAMOTO Tatsuro, IKEDA On et al., 2001

(A) Introduction & Texts, (B) Plates

・唐耕耦・陸宏基編『敦煌社会経済文献真蹟釈録』第一輯

•郝春文主編『英蔵敦煌社会歴史文献釈録』 献縮微複製中心、 (書目文献出版社、一九八六)、第二~五輯(全国図書館文 一九九〇)。 1 (科学出版社 【『真蹟釈録』】

 $\vec{\Xi}(\vec{S}) = \vec{\Xi}(\vec{S})$ 二〇〇一)、2~13~(社会科学文献出版社、二〇〇三~ 【『英蔵釈録』

*寧可・郝春文輯校『敦煌社邑文書輯校』(江蘇古籍出版社 ·沙知『敦煌契約文書輯校』(江蘇古籍出版社、一九九八)。 一九九七)。 【『社邑文書』

▼羅振玉『羅雪堂先生全集』三編(文華出版公司、一九七○) 【『契約文書』

池田温『中国古代籍帳研究 概観・録文』(東京大学出版会) 四編(大通書局、一九七二)。 一九七九)。 【『雪堂全集』 【『籍帳研究』】

Lionel Giles, Descriptive Catalogue of the Chinese Manuscripts from Tunhuang in the British Museum, London, The Trustees of the British Museum, 1957.

九世紀末葉敦煌諸郷「納草暦」の復原 海野

> ▶ Jacques Gernet, Wu Chi-yu co-ed., Catalogue des Manuscrits chinois de Touen-houang (Fonds Pelliot chinois de la Biblio-Fondation Singer-Polignac, 1983; Vol.IV Nos 3501-4000, École thèque Nationale) Vol.I Nos 2001-2500, Paris, Bibliothèque 子書籍としては未刊行だが、内容はIDPを通じて閲覧可能 Nationale, 1970; Michel Soymié ed., Vol.III Nos 3001-3500, française d'Extrême-Orient, 1995. (Vol.II Nos 2501-3000は聿 française d'Extrême-Orient, 1991; Vol. V Nos 4001-6040, École

▼敦煌研究院編『敦煌遺書総目索引新編』(中華書局、二○ 0000

【『伯氏漢目』】

▼国家図書館善本特蔵部編『英蔵法蔵敦煌遺書研究按号索引』 (国家図書館出版社、二〇〇九)。

-氏族人名篇 人名篇——』(汲古書院、二〇一五)。

▼土肥義和編『八世紀末期~十一世紀初期 燉煌氏族人名集

【『人名集成』】

註

(1) 例えば、経書写本の復原に関しては許建平『敦煌経籍 叙録』(中華書局、二〇〇六)、張涌泉主編審訂 文献合集』1~11 (中華書局、二〇〇八)が最も精緻・周 『敦煌経部

二三七

報

三)第十六章「敦煌残巻的綴合」、参照。は、張涌泉『敦煌写本文献学』(甘肅教育出版社、二〇一到である。綴合の具体的な作業手順や留意点などについて

(2) 註(1)所揭張涌泉書・第十六章、五五八~五六○頁

参照。

- 四○頁、雷紹鋒『帰義軍賦役制度初探』(洪葉文化事業有の政治と経済』、汲古書院、二○○二、所収)四三八~四煌地域における税制度」(初出一九九九。『唐末五代変革期煌地域における税制度」(初出一九九九。『唐末五代変革期
- 参照。なお、賦税制度全般の研究史を簡便に回顧するには、発と文書行政」(『待兼山論叢』四一(史学篇)、二○○七)一三○軍経済史研究』(中国社会科学出版社、二○○七)一三○軍経済史研究』(中国社会科学出版社、二○○七)一三○
- 二玄社、一九七九)、福田哲之「唐代人が手習いした王義王義之論書」(『中国書論大系』第六巻・宋3「月報5」、人民出版社、二〇一三、所収)、池田温「敦煌本に見える人民出版社、二〇一三、所収)、池田温「敦煌本に見える帰義軍時期賦税」(一八六~一九二頁)がよい。

二〇〇六)第四章「財政」第二節「賦税制度」五

一吐蕃

『敦煌吐魯番文書与唐史研究』(福建人民出版社、

李錦綉

- ○○三、所収)、栄新江「王羲之《尚想黄綺帖》在西域的す――20世紀中国出土文字資料の証言――』、二玄社、二之の実態 吐魯番出土文書」(『文字の発見が歴史をゆるが
- (5) 写真図版1~4に付記した寸法・紙色など古写本学的○一五、所収)、註(1)所掲張涌泉書(一○七頁)、参照。流伝」(『絲綢之路与東西文化交流』、北京大学出版社、二流伝」(『絲綢之路与東西文化交流』、
- 情報が具備せぬので、BnFのGallicaの公開画像に基づいて『伯氏漢目』には「6×10cm」と記されるばかりで必要な四〜五頁、三○○頁)、参照。但し、①〜⑫については、なデータに関しては、『伯氏漢目』 V(一六頁)、Ⅲ(二八
- 読を異にする箇所も若干ある。例えば、03223「何赤安」肥義和編『人名集成』が頗る有用である。但し、拙稿と釈(6) ①~⑫の約三十名の内、二十五名の人名判読には、土

筆者が独自に計測した数値を以て補完した。

低の十数人中の五名は、夙に『伯氏漢目』 Ⅲ(三○○頁)億の十数人中の五名は、夙に『伯氏漢目』 Ⅲ(三○○頁)の人名は、採録対象から漏れており記載は無い。他方、

(一二六頁) は「何再安」(①) であろう。なお、

(14) (15) (16) (17)

詳論している。元稹「彈奏劍南東川節度使狀」(『元氏長慶〝税草〟所用量詞考釈」(註(3)所掲劉進宝書、所収)が(7) 税草の計量単位 「束」については、劉進宝「唐五代)

基づいて、一「圍」=直径一尺・周長三尺と考えられる、 巻十七・太僕寺・典廐署条の「毎圍以三尺爲限也」などに なる単位が「東」と等量を意味する場合には、『唐六典』 集』巻三十七)には 「毎東重一十一斤」とある一方、「圍

8)「車」とは、「柴」「茨柴」「刺柴」「磨柴」「檉」「白刺 「枝」など、柴薪の類の計量にも常用される量詞である。 という (一四九頁)。

藝芳 二〇一二。一九一~二頁)、参照。尤も、「草」での用例は ○○)でも解明されていない(三八七~九頁、参照)。 稀である。なお、「車」と「束」との換算比率は未詳。 『敦煌吐魯番文書中之量詞研究』(文津出版社、二〇

四四〇~五頁)、王啓濤『吐魯番出土文献詞典』(巴蜀書社: 唐耕耦『敦煌寺院会計文書研究』(新文豊出版、一九九七

中之量詞研究』(文津出版社、二〇〇四)に言及がある 同一用法の量詞であることは、洪藝芳『敦煌社会経済文書 (S.542v+BD9606v)なる帳簿には、「麥草兩車箱」「草一 (一一四頁)。洪氏引用の「戌年沙州諸寺丁壯車牛役部 「車廂」はまた「車箱」とも表記。「車箱」 が 「車」と

本「納草暦」での同様の互用法とも考え併せてみるに、そ 車」「草一車箱」等とあり(『英蔵釈録』 3、一三五~六頁) 所見は妥当であろう。 但、 同「役部」史料には他方で

九世紀末葉敦煌諸郷「納草暦」の復原

海野

れていたのやもしれぬ。 のような重量資材に対しては「車箱」は用いられていない。 記されながらも、それら日干煉瓦・垂木・泥・燒煉瓦・砂 車廂」「車箱」の適用は比較的軽量の積載物の場合に限ら |整三車| 「椽一車| 「淤二車| 「塼一車| 「沙十車」などと

「10)『人名集成』00466「安通達」の項(二○頁)など、 (4)5は「柴草暦」(23、二八三頁)、(6)8)は「納柴曆」(23、 つ不正確。①~⑬は「書儀等残片」(30、三六八~九頁)、 照。因みに、『法蔵敦煌』での擬題は以下の通り不統一か

三五八~九頁)、⑫は「洪池郷玉關郷文書残片」(23、

九頁)。他方、『伯氏漢目』は、P.4019pièce2(①~⑫)を

と記述する。両条とも計量単位への言及もあり、 無であった。なお、「「暦」とは何らかのものを端から順に り詳細。しかし、三点の写本に分属する一群のpièceを関 連づけ統合しようとする視点は、旧来いずれの目録でも皆 を「未詳飼料幾何量を伴った人名リスト」(Ⅲ、三○○頁 | 秣の会計報告」(V、一六頁)、P.3368pièce2~5 記述はよ

「敦煌曆日譜」、『東方学報 京都』 45、一九七三。 『TTD』IV・51 (二六頁)、『社邑文書』(一三七~八 四一三頁)。 (=名札の列記、すなはち名簿) などと使」う (藤枝晃 並べ記したものを意味し、「破除暦」(=支出簿)、「牌子暦

11

115

二三九

- 頁、 『英蔵敦煌』 3 (六一頁)、 『英蔵釈録』6(四二八~
- 12 五頁)、『契約文書』(三二四~六頁)、『英蔵敦煌』9(二 『TTD』III・370(一一五~六頁)、『真蹟釈録』二(二
- 13 究所紀要』60、一九七三。二九~三一頁)。夙に『伯氏漢 一三頁)、池田温「中国古代の租佃契 (上)」(『東洋文化研 V(一六頁)がS.5927vの「劉加興」に言及 概言すれば九世紀末葉だが、八八○年代頃の蓋然性が
- 2d)・「王文英」(⑯P.3368pièce2・pièce3)は、「9c中期. れるからである(『人名集成』00366、一六頁;02759、一 と年代比定されるP.3249v「将龍光顔等隊下名単」にも現

高い。「安進達」(⑮P.3349pièce3)・「王屯と」(④P.4019pièce

社社条」の「丙寅年(86)三月四日」補足追記の条にも登 ○八頁;02852、一一二頁)。該「名単」列記の人名につい て一言しておくと、「張曹二」はS.2041「儒風坊西巷村隣

18

註(3)所揭堀論文、四三四頁

場し

六四。

所収。五〇六~五一二頁、参照)、「奢像奴」「賽興清」四。『増訂版 中国仏教社会史研究』、朋友書店、二〇〇

(竺沙雅章「敦煌出土「社」文書の研究」、初出一九

せる。『人名集成』による「名単」の時期推定は概ね妥当 はP.3643pièce15「咸通二年 (86) 斉像奴売地契」にも見出

であろう。

- 14 二七~四三六頁)、『法蔵敦煌』24(一五〇~五頁)。 『籍帳研究』(五九八~六○二頁)、『真蹟釈録』 <u>回</u>
- 15) 『籍帳研究』(五八九~五九○頁)、『真蹟釈録』二 七四~六頁)、『TTD』II(A)・XCVI(一〇六~八頁)、II 回
- (B) (一五〇~一頁)、『法蔵敦煌』 24 『貞松堂蔵西陲秘籍叢残 続』 「先天大順等戸籍四種」(『雪

(四七頁)、羅振玉

二年残戸籍」(『雪堂全集』四編十二、五八〇七~九頁)。 堂全集』三編九、三三三三~五頁)、『沙州文録補』「大順

(16) 雷紹鋒「P.3418背《唐沙州諸郷欠枝夫人戸名目》研究」

- 八~九三頁)、参照 (『敦煌研究』一九九八一二)、註(3)所掲雷紹鋒書(七
- 17 『籍帳研究』(五九八頁)。註 16 所揭雷紹鋒論文
- (一○八頁)、(3) 所揭雷紹鋒書(八○~八一頁)、参照。
- 19 の公開画像に基づき独自に一部釈文を改めている箇所があ と『真蹟釈録』二(四三四頁)とを適宜参照したが、Gallica 文字の釈読に際しては、 『籍帳研究』(六〇一~二頁)
- 制と均田制-紀を中心として一 池田温 「敦煌における土地税役制をめぐって -』、汲古書院、二〇一四、所収)、六三一頁 (初出一九九○。 『唐史論攷 九世

21 質について」(初出一九七〇。『唐宋変革の地域的研究』、 佐竹靖彦「唐末宋初の敦煌地方における戸籍制度の変 一九九〇、所収)、一六四~五頁、

同朋舎、

- 22 原文「都受田參拾捌畝。 請城東第一渠地壹段貳畝、
- 壊後、 のが「受田簿」である(陳国燦「従帰義軍受田簿看唐後期 となり、かかる申告手続きを踏まえて官衙にて作成された 東至子渠、西至趙約子、南至張文と、北至河」。均田制崩 耕地の私有は農民の「請田」を経て政府公認のもの
- 度的背景がある。

○二、所収、参照)。「請」一字の存在には、そのような制 的請田制度」、『敦煌学史事新証』、甘肅教育出版社、二〇

- 頁、及び挿図二「唐宋時代敦煌県諸郷位置及渠系分佈示意 李正字「唐宋時代敦煌県河渠泉沢簡志」(『敦煌史地新 新文豊出版、一九九六、所収)、一二六・一二八~九
- 〔24〕 土肥義和氏は「石祿山磨」四字を人名として採録する 写真でも「磨」一字は厳存する。ソグディアナのシャーシュ (『人名集成』07907、三○五頁)。釈読自体は正しく、③の
- 磨」なる三字名であっても不思議はないかもしれぬ。しか (石)国にルーツを有する「石」姓のソグド人ゆえ、 九世紀末葉敦煌諸郷「納草暦」の復原 史料:では「石祿山」とあるのみ。「磨」は果たして 海野

- 断巻史料(P.5038)に鑑みれば(『真蹟釈録』二(四四二 である。「丙午年九月一日納磨草人名目」と標題を掲げる 名前の一部なのか。当該部は「石祿山磨草壹車」なる記述
- 諸色入破暦禄会牒残巻」なる収支決算報告書には、「茨柴 在したのではなかろうか。因みに、P.6002(1)「辰年某寺 ○○五、参照)、まぐさには或いは「磨草」なる種別も存 字「革」である。『伯氏漢目』V(五四九頁)では正しく 頁)は「磨菓」と釈読するが、「菓」ではなく、「草」の俗 「磨草」に作る。黄征『敦煌俗字典』、上海教育出版社、
- **参車、檉兩車半、磨柴兩車」とあり(『真蹟釈録』三、三** 一三頁)、柴薪では「磨柴」なる一類が有った。
- 25 成』03732、一四五頁)。 土肥義和氏は「郭歲載?」と判読している(『人名集
- は「人名リスト」の第八行にも現れる。 の精細なカラー写真に基づいて行なった。なお、「郭歳達 刷不鮮明のため、文字の判読は容易ではない。釈読はGallica 「人名リスト」は、『法蔵敦煌』 18(一三三頁)では印
- 27 Description Part I", Zinbun 9, 1966, pp. 16-7, pp. 27-8 FUJIEDA Akira, "The Tunhuang Manuscripts. A General
- B・C三種の文献の寄せ集めである。『伯氏漢目』V 結語で後述の通り、P.4019本体は、 内容の相違するA・

四四

三~一六頁)では、それぞれの寸法を、27×43cm, 28.5×

28.5cmであった。因みに、写経用紙は、天地27cmの「小 152cm, 26.5×98.5cmと示している。つまり紙高は26.5~

29 サイズを用いるのが通例 (n. (27), Fujieda, op.cit.)。 『籍帳研究』 (五九八頁)、『真蹟釈録』二 (四二七~八

38

註(3)所掲劉進宝書(一三九~一四一頁)、雷紹鋒

頁)。

頁、 『法蔵敦煌』24(一五〇~一頁)。

31 30 鄭炳林「晚唐五代敦煌村荘聚落輯考」(『敦煌帰義軍史 註(23)所揭李正字論文、一二三~四頁、参照

頁

専題研究続編』、蘭州大学出版社、二○○三、所収)、八○

32) 『TTD』 IV (A) · 227 (九一~二頁)、IV (B) · 227 (一二六~八頁)。 **~一頁、参照。** (九七頁)、『英蔵敦煌』2 (一五六頁)、『英蔵釈録』4

33 註(13)所揭竺沙論文、 、参照

34 頁)、『法蔵敦煌』24(一五二~三頁)。 『籍帳研究』(六○○頁)、『真蹟釈録』二(四三一~二

35 註(23)所揭李正字書、挿図二、参照。

36 論文 (四二三頁)、雷紹鋒書 (九三頁)、劉進宝書 (一四二 〜三頁)、参照。税草徴収の実務面も解明されてはいるが (3)所掲赤木論文)、今その点は割愛し、|納草暦 註(20)所揭池田論文(六二九頁)、註 (3) 所掲堀

構成形式との関連にのみ言及しておく。

<u>37</u> 『真蹟釈録』二 (三七二頁)、『法蔵敦煌』 9 (三三五

39 (九五~八頁)、参照。 『伯氏漢目』Ⅴ(一三~二○頁)、参照。なお、「乙巳

年」を同書は九四五年に当てるが、『TTD』IV・50(二五

学齢期が乾符年間(87~87)頃に当たり(本文後述)、中

の推定する八八五年が穏当。理由の第一は、曹光晟の

九~十世紀にて春分が丁卯に当たる乾符三年と太平興国四 が乾符三年のものと推定されること。それは、丁卯廿日に 和五年(88)に近接すること。第二に、B背面の暦日抄録 春分を迎える大月の、某年二月の僅か六日間分の抜粋だが、

懐主編『中華日暦通典』(吉林文史出版社、二〇〇六)な 当である。朔日干支は「己酉朔」より早い「戊申朔」で、 年(99)の内、中原の暦とのズレが一日に止まる前者が妥 敦煌暦日の一補完例となろう。春分干支に関しては、王双

蔵敦煌本《算経》残巻」(『敦煌学輯刊』二〇一〇 した巻子の下半分の一部である。金少華「跋日本杏雨書屋 『伯氏漢目』Ⅲ(二八三~五頁)、参照。S.5859は欠失 一 四 、

参照。

著(二八七~三一四頁)、伊藤書・第二部第五章「教訓的研究』(文史哲出版社、一九八九)、後註(42)所掲鄭朱共詞九経抄』に関しては、鄭阿財『敦煌写巻新集文詞九経抄(41)『伯氏漢目』Ⅲ(二九九~三○一頁)、参照。『新集文

類書「新集文詞九経抄」」など、参照

本か。

- 完」(甘肅教育出版社、二〇〇二)など、参照。完」(社)高明士「敦煌の学校教材」、鄭阿財・朱鳳玉『敦煌蒙書研算煌文書にみる学校教育』(汲古書院、二〇〇八)第一部『敦煌文書にみる学校教育』(汲古書院、二〇〇八)第一部『敦煌文書にみる学校教育』(汲古書院、二〇〇八)第一部『敦煌文書にみる学校教材」、鄭阿財・朱鳳玉『敦煌蒙書研入の一覧、
- (43) 原文「三月二十六日、曹光晟書孝。綸」。『法蔵敦煌』(七たらしい。註(44)(45)の事例共々、書写学習の実相したらしい。註(44)(45)の事例共々、書写学習の実相したらしい。註(45) 原文
- 雑写がある。『法蔵敦煌』17 (二二八頁)。 雑写がある。『法蔵敦煌』17 (二二八頁)。 雑写がある。『法蔵敦煌』16 (二九代4) 原文「張喜進、尚想黄綺、賞』。『法蔵敦煌』16 (二九代4) 原文「張喜進、尚想黄綺、賞』。『法蔵敦煌』16 (二九代4) 原文「張喜進、尚想黄綺、賞』。『法蔵敦煌』16 (二九代4) 原文「張喜進、尚想黄綺、賞』。『法蔵敦煌』16 (二九代4) 原文「張喜進、尚想黄綺、賞』。『法蔵敦煌』16 (二九代4) 原文「張蔵敦煌』17 (二二八頁)。
- 九世紀末葉敦煌諸郷「納草暦」の復原 海野

- (45) 原文「乾符三年、學土張喜進念」。『法蔵敦煌』 16(二
- 故か註(45)の翌年の手蹟より相当麗筆。或いは師匠の手學士張喜進、書記之也」。『法蔵敦煌』17(二二八頁)。何學士張喜進、書記之也」。『法蔵敦煌』17(二二八頁)。何九五頁)。「士」を「土」と誤記。
- 者の『算経』写本の綴合に関しては、註(4)所掲金少華(47) P.3349+S.5859, S.19+Дx3903…+辺037R, S.5779. 前二

論文、参照

人文存·顏廷亮巻』、甘肅人民出版社、二〇一一、所収。年の間(「関于《燕子賦》(甲)的写本年代問題」、『隴上学出版社、一九九四。四一八頁)、顏廷亮は九一四~九二五出版社、一九九四。四一八頁)、顏廷賦校注』、甘肅人民(80~87)頃(『敦煌賦校注』、甘肅人民)

五五頁)と推測するが、当たらない。

49) P.4019pièce4・fragment16a~f・27及びP.3368pièce7個々の内容特定に関しては、『伯氏漢目』 V (一七~九頁)と 近頁)を各々参照。従前、P.4019fragment22・35とP.3349 pièce4は同定されておらず、三点の写巻に分属する一群の pièce4は同定されておらず、三点の写巻に分属する一群の pièce4は同定されておらず、三点の写巻に分属する一群の pièce4は同定されておらず、三点の写巻に分属する一群の

四四三

東

四四四

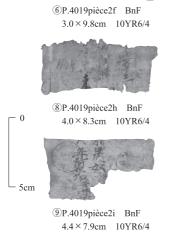
50 fragment33の表層が薄く剥離してpièce2bの背面に貼り付い 更に、B巻首にも断簡が付着・残存している。なお、 fragment19・30・32三点も『千字文』習字の砕片である。 社、二〇一三。一四九~一五〇頁) (張新朋『敦煌写本《開蒙要訓》研究』、中国社会科学出版 fragment20・21・23・26・28・31・33・36ab・39十片 の他に、 管見の限り

ている。

年度 に見るプレ『千字文』課本の順朱 羲之「頹書論」 【附記】本稿は、公益財団法人・武田科学振興財団「二〇一 杏雨書屋研究奨励」の採択課題「童蒙教材としての王 (「尚想黄綺」 帖 -」の研究成果の一部で 敦煌写本・羽64ノ二R Ŧi.

ある。

関工業高等専門学校·非常勤



5 ? 車廂 俊?

釈文4

【写真図版4】

⊚P.4019pièce2f

∞P.4019pièce2h

? 納草章

② さ 甘東

(∞)P.4019pièce2i

区母阿張??

区晟奴区



0 5cm



③P.4019pièce3 BnF 5.8×24cm 黄土色(10YR7/4)



⊠盈廿東

郭骨

@P.4019pièce2j

⑮P.3349pièce3 BnF 10.5×7cm ベージュ色

P.3349pièce3 東 杜神と廿東 東 杜神と廿東

王悉

四五



⑰P.3368pièce4 BnF 7.5×25.8cm 淡黄褐色 薄紙



®P.3368pièce5 BnF 13.8×17.1cm 淡黄褐色 薄紙

玉關鄉

張[†] [?] 東[†] 廂 一 音[®] 廿 廂 趙 車 東 区 区

洪池鄉

(E)P.3368pièce4

Restoring Fragments of a Hay Tax Payment Record from Late 9th Century Dunhuang: On Pelliot chinois 3349, 3368, and 4019

Unno Yohei

The fragments (pièces) accompanying three scrolls for students (xuelang 学郎) in the Dunhuang manuscript collection kept at the Bibliothèque nationale de France (namely, Pelliot chinois 3349, 3368, and 4019) were attached on their scrolls as mending paper. Eighteen of them have been found to be parts of a hay tax payment record (nacaoli 納草曆) dating to late 9th century Tang China. The task of restoring them, which is the topic of the present article, involved a comparison of names seen on the fragments with those found on two other contemporary documents, "List of Persons from the Subdistricts of Sha Prefecture with the Number of Bundles of Firewood in Arrears" (沙州諸郷欠枝夫人戸名目; Pelliot chinois 3418 verso, not dated but presumed late 9th century) and "Household and Landholding Ledgers of Sha Prefecture" (沙州戸口受田簿; the manuscript formerly in the possession of late Luo Zhenyu (羅振玉) and Pelliot chinois 3384, dated Dashun 2 [891 CE]).

The results of the project are as follows. More than half of the *pièces* were successfully incorporated into the hay tax payment record as follows: "List of Persons from the Sub-districts of Dunhuang District of Sha Prefecture with the Number of Bundles or Wagons of Hay paid by each" (沙州敦煌県 諸郷納草曆; not dated but presumed late 9th century)

Sub-district(xiang 郷)	Pelliot chinois #	Fragment Match
Cihui 慈惠 ¹	4019	pièce2b+pièce2k+pièce2c+
		pièce2a
unidentified ²	4019	(just next to pièce2a)
		+pièce2g+pièce21
Mogao 莫高 ²	4019	pièce2e+pièce2d
	3349	+pièce3
Chixin 赤心 ²	3368	pièce2 · pièce3
Pingkang 平康	4019	pièce3
Hongchi 洪池	3368	pièce4
Yuguan 玉關		

¹ Its heading is missing extremely from pièce2b.

² Their headings are found nowhere on the fragments.

The remaining fragments (P.4019pièce2f, pièce2h, pièce2i & pièce2j, P.3349pièce3, and P.3368pièce5) could not be matched with any *pièces* in the table above.

These findings reveal the three text-scrolls of various genres for students were repaired on one occasion, probably in the early 10th century, and also strongly suggest that the scrolls formerly belonged together as part of one collection in one school and was handled constantly by the students in their daily learning.